

# 宇部市スポーツコミッション指導者人財バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツ機会の拡大を図るとともに、健康長寿のまちづくりを推進するため、宇部市スポーツコミッション(以下「スポーツコミッション」という。)の参加団体等の人財情報を集積、管理し、及び発信するスポーツコミッション指導者人財バンク制度(以下「人財バンク」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

第2条 人財バンクに登録できるものは、以下の全ての条件を満たした個人・団体とする。

- (1) スポーツコミッション参加団体及びその構成員またはスポーツコミッション参加団体からの推薦を受けた個人・団体のうち、人財バンク登録の意思を有するもの。
- (2) スポーツや健康づくりの指導に関し、優れた知識や技能を有し、かつ、市民の多様なスポーツ・健康づくり活動を支援することについて、熱意のあるもの。

2 この要綱により人財バンク登録をしたものが提供する活動は、以下の条件を満たしたものに限る。

- (1) 営利的、政治的又は宗教的な活動を主な目的としないこと。
- (2) 物品販売や食事の提供など、スポーツ・健康づくり活動以外の活動を主な目的としないこと。
- (3) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがないこと。
- (4) 法令及び公序良俗に反しないこと。

(人財バンクへの登録等)

第3条 人財バンクへの登録を希望するものは、宇部市スポーツコミッション指導者人財バンク登録申込書(様式第1号)に必要事項を記入の上、スポーツコミッション会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申込書が提出された場合において、内容を審査の上、当該内容が前条の規定に適合すると認めるときは、当該申込書を提出したものの同意を得て、当該申込書を提出したものに関する情報を人財バンクに登録するものとする。
- 3 会長は、前項の規定により第1項の申込書を提出したものを人財バンクに登録したときは、当該登録されたもの(以下「バンク登録者」という。)にその旨を通知するとともに、当該バンク登録者の情報を広く市民に公開するものとする。
- 4 バンク登録者の登録期間は、登録した日が属する年度の翌年度の3月末日までとする。
- 5 バンク登録者は、前項の登録期間の満了する月に更新手続を行うことにより、登録期間を2年間更新することができる。
- 6 人財バンクへの登録及び更新に係る手数料は、無料とする。
- 7 指導中等の事故により、バンク登録者が負った損害等について、宇部市スポーツコミッションでは一切の補償を行わないものとする。

(人財バンクの利用)

- 第4条 バンク登録者に提供を要請しようとするもの(以下「バンク利用者」という。)は、スポーツコミッションへ利用申込書(様式第2号)を提出するものとする。
- 2 バンク登録者は、前項の活動を有償により提供することができる。
  - 3 バンク登録者の活動の提供に伴い生じる経費は、バンク利用者が負担する。

(活動の報告)

- 第5条 バンク登録者は、前条の規定により、活動の提供を行ったときは、スポーツコミッションに報告しなければならない。

(人財バンクの登録変更・更新)

- 第6条 バンク登録者は、人財バンクに登録された情報に変更が生じたときは、速やかに宇部市スポーツコミッション指導者人財バンク登録(変更・更新)申出書(様式第3号)により会長に申し出なくてはならない。
- 2 会長は、前項の規定により申し出を受けたときは、人財バンクに登録した情報を変更するものとする。

(人財バンクの登録抹消)

- 第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バンク登録者の情報を抹消することができる。
- (1) バンク登録者から登録抹消の申し出があったとき。
  - (2) バンク登録者が申し込んだ内容に虚偽の事実が判明したとき。
  - (3) 正当な理由なく、バンク利用者からの依頼に応じず、又は遂行しなかったとき。
  - (4) その他会長がバンク登録者としての適性に欠けると判断したとき。
- 2 会長は、前項の規定によりバンク登録者の情報を抹消したとき(同項第1号の規定により抹消したときを除く。)は、その旨を当該バンク登録者に通知するものとする。

(免責事項)

- 第8条 人財バンクの利用に当たって、トラブルや損害等が生じたときは、当事者間で解決するものとする。
- 2 スポーツコミッションは、人財バンクに登録された情報について、その正確性、完全性、確実性、有用性等について保証しないものとする。
  - 3 スポーツコミッションは、この要綱による制度の廃止又は前条の規定による登録の抹消により生じた不利益又は損害については、一切の責任を負わないものとする。
  - 4 スポーツコミッションは、バンク登録者に対し、利用者の利用の機会を斡旋する義務を負わないものとする。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。  
平成28年7月15日 改正